

平成二十六年政令第二百三十三号

子ども・子育て支援法施行令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第三項（同法第二十三第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項及び第五項、第二十四条第一項第三号、第二十八条第四項、第三十条第四項、第三十二条第二項、第四十条第一項第八号及び第二項、第四十四条第二項、第五十二条第一項第八号及び第十号並びに第五十八条第一項並びに第五十九条第一項及び第六条第三項、第五項及び第八項並びに第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第七条第十項第四号への政令で定める施設）

第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号への政令で定める施設は、法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であつて同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものとする。（保育必要量の認定）

第一条の二 法第二十条第三項（法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第一号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。（教育・保育給付認定の変更の認定に関する技術的読替え）

第二条 法第二十三条第三項の規定により法第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	小学校就学前子どもの保護者	教育・保育給付認定保護者
第二項	小学校就学前子どもの保護者	教育・保育給付認定保護者
第三項	第一項の規定による申請	第二十三条第一項の規定による申請 (保育必要量の認定に係るものに限る。)
第四項前段	小学校就学前子どもが 当該小学校就学前子ども 保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期 間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保 育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する量をい う。以下同じ。）	教育・保育給付認定子どもが 当該教育・保育給付認定子ども 保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期 間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保 育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する量をい う。以下同じ。）
第四項	第一項の規定による申請	第二十三条第一項の規定による申請 (保育必要量の認定に係るものに限る。)
第五項	この項及び次項において「変更認定」 の規定による申請	この項及び次項において「変更認定」 の規定による申請
第六項及第一項	第一項 当該保護者が子どものための教育・保育給付を受 ける資格を有する 保護者に び第七項 保護者	第一項 当該保護者が子どものための教育・保育給付を受 ける資格を有する 保護者に び第七項 保護者
第二項	小学校就学前子どもの保護者	教育・保育給付認定保護者

2 法第二十三条第五項の規定により法第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

教育・保育給付認定保護者

第三項 第一項の規定による申請があつた

第二十三条第四項の規定による職権（保育必要量の認定に係るものに限る。）を行使する

申請に係る小学校就学前子ども

当該小学校就学前子ども

も

職権に係る教育・保育給付認定子ども

当該教育・保育給付認定子ども

も

保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間に
おいて施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育
給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量
をい。以下同じ。）

この項において「変更認定」

教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育
給付認定保護者」という。）

（法第二十四条第一項第三号の政令で定めるとき）

第三項 法第二十四条第一項第三号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 当該教育・保育給付認定保護者（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者を
いう。以下同じ。）が、正当な理由なしに、法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件
の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは提示を
し、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたと
き。

一 当該教育・保育給付認定保護者が法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定による申請
に関し虚偽の申請をしたとき。
(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額)

第四条 教育・保育給付認定子ども（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをい
う。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げるもの（次条第一項、第十二条第一項及び第
二十三条第一号において「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育
給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、零とする。
一 教育認定子ども（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付
認定子どもをい。附則第十三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一号において
同じ。）

二 満三歳以上保育認定子ども（法第二十三条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子どもをい、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある
教育・保育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を
除く。次項及び第十一条第二項において「特定満三歳以上保育認定子ども」という。）を除く。
第十一条第一項において同じ。）

二 満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをい
い、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者につ
いての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保
護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・
保育をい。以下この項において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める
基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者につ
いて特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月まで
の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による
(以下「短時間認定保護者」という。)にあつては、十万二千四百円
第三項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める教育・保育給付認定保護者
（以下「短時間認定保護者」という。）にあつては、十万二千四百円

九条、第十一条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。第一号及び次条において同じ。の規定にかかるらず、当該各号に定める額とする。

二 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び一番目の年長者である者を除く。）である満未満保育認定子どもに關して第四条第二項の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

三歳未満保育認定子ども 零

前項に規定する「負担額算定期準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。

次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子どもと、イ認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成十八年法律第七十七号。以下「認定」)ども園法」という。) 第一条第六項に規定する認

定こども園をいう。第十五条の六において同じ。)
○ 効率園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する効率園をいい、忍

（明治二十二年法律第二百零一条）第一項に規定する幼稚園をいい、

がされたものを除く。第十五条の六において同じ。)

ハ 特別支援学校（学校教育法第一條に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条规定）

二 保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいい、認定こども園法第二条第

一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。) (改正第二回、第三回第一項の規定による公示を除く。)

地域型保育又は法第三十条第一項第四号に規定する特例保育を受ける小学校就学前子ども

四 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援又は同条第四項に規定する居宅訪

問題児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
五 既往歴上云第口二三月の児童(小里台西町二通)ハニ交代空席ニジテ

五 児童福祉法第四十三条の一に規定する児童心理治療施設は通う小学校就学前子ども（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）

第十四条 特定被監護者等（教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者とし

て内閣府令で定める者であつて、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下二の条ごとに「同一」と「二以上」の場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号ニ掲げ

る満三歳未満保育認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第

二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する政令で定める

額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満）

では、七万七千百一円未満）であるときは、第四条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、

当該各号に定める額とする。

特定被監護者等のうち一番目の年長者である満三歳未満保育認定子どもも当該満三歳未満保育認定子どもも

(特定教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあつては、零)

二 特定被監護者等（そのうち最年長者及び一番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満の子供等（次項

(特例地域保育給付費の支給に関する技術的読替え) 満保育認定子ども零

第十五条 法第三十条第四項の規定により法第二十九条第一項及び第五項から第七項までの規定を

準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

それ同表の下欄に掲げる字母は読み替えるものとする

一型保育を受けようとする就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育

貢

第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の取消しの日
 イ 当該確認を取り消された地域型保育事業を行つ者が法人である場合 その役員等（役員又は使用人であつて、その事業所を管理する者をいう。第五号イ及び第七号において同じ。）
 ロ 当該確認を取り消された地域型保育事業を行つ者が法人以外の者である場合 その管理者
 二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が法人である場合 その役員等（役員又は使用人であつて、その事業所を管理する者をいう。第五号イ及び第七号において同じ。）
 九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行つ者（前項に規定する者を除く。）であるもの 当該確認の取消しの日
 三 法第五十二条第一項の規定による法第二十九条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続 第五十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に、法第四十八条の規定により同項の確認を辞退した者（当該確認の取消しについて相当の理由がある者を除く。）当該確認の取消しの日
 四 法第五十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第五十二条第一項の規定による法第二十九条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行つか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、法第四十八条の規定により法第二十九条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）当該確認の取消しの日
 五 第三十号に規定する期間内に法第四十八条の規定により法第二十九条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、地域型保育事業を行う者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の辞退の日
 六 法人であつて、その役員等のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者であるもの それぞれイからハまでに定める日
 ロ 当該確認を辞退した地域型保育事業を行う者が法人以外の者である場合 その管理者
 七 法人であつて、その役員等のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者であるもの それぞれイからハまでに定める日
 ロ 第一号に掲げる者 同号に定める日
 ハ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日
 ハ 前号に掲げる者 同号に定める日
 八 法人以外の者であつて、その管理者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当するもの それぞれイからハまでに定める日
 ロ 第三号から第五号までに掲げる者 同号に定める日
 ハ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日
 ハ 第六号に掲げる者 同号に定める日
 （教育・保育情報の報告）
 第二十一条 法第五十八条第一項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うものとする。
 （法第五十八条の十第一項第八号の政令で定める法律等）
 第二十二条 法第五十八条の十第一項第八号の政令で定める法律は、第十七条各号に掲げる法律とする。
 2 法第五十八条の十第一項第十号の政令で定める使用人は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者とする。
 （法第五十八条の十第二項の政令で定める者等）

おいて「確認取消提供者」という。）から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分的理由となつた事実及び当該事実に関する当該確認取消提供者が有していた責任の程度を考慮して、法第五十八条の十第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。
 一 法第五十八条の十第二項の確認取消提供者（前項に規定する者を除く。第一号及び第二号において同じ。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者とし、同条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 一 確認取消提供者において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の取消しの日
 イ 当該確認取消提供者が法人である場合 その役員等（役員又は使用人であつて、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者をいう。第五号イ及び第七号において同じ。）
 ロ 当該確認取消提供者が法人以外の者である場合 その特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者
 二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が確認取消提供者であるもの 当該確認の取消しの日
 ロ 当該確認取消提供者が法人以外の者である場合 その特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者
 三 法第五十八条の十第一項の規定による法第三十条の十一第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第五十八条の六第一項の規定による法第三十条の十一第一項の確認の辞退（以下この号から第五号までにおいて「確認辞退」という。）をした者（当該確認辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第五号において同じ。）当該確認辞退の日
 四 法第五十八条の八第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第五十八条の十第一項の規定による法第三十条の十一第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、確認辞退をした者（当該確認辞退の日
 五 第三十号に規定する期間内に確認辞退をした者において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認辞退の日
 六 教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該確認辞退を行つた日
 ロ 当該確認辞退をした者が法人である場合 その役員等
 七 法人であつて、その役員等のうちに前各号（第二号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当する者のあるもの 当該各号に定める日
 八 法人以外の者であつて、その特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者が前各号（第二号及び前号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当するもの 当該各号に定める日
 （施設型給付費等負担対象額の算定方法）
 第二十三条 施設型給付費等負担対象額（法第六十六条の三第一項に規定する施設型給付費等負担対象額をい。第二十四条の三において同じ。）は、各市町村につき、その支弁する次に掲げる額の合算額とする。
 一 満三歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者ごとに法第二十七条规定第一号に掲げる額、法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準に

より算定した費用の額、同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を合算した額

二 満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者ごとに次に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

イ 法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

ロ 法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第五条第二項において準用する第四条第二項、

第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

ハ 法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条において準用する第四条第二項、第十三

条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

二 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条第二項において準用する第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

ホ 法第三十条第二項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条第二項において準用する第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

（施設型給付費等負担対象額の特例）

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等（法第五十九条第三号イに規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。）に要する費用を満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額又は同項第四号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた場合における当該教育・保育給付認定保護者に関する前条の規定の適用については、同条第二号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあつた月については、内閣府令で定める事由のあつた月について計算して得た額」とする。

（法第六十六条第三項第一項の政令で定める割合）

第二十四条の二 法第六十六条の三第一項の政令で定める割合は、千分の百八十一・六とする。

（施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第二十四条の三 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額（法第六十六条の三第一項に規定する拠出金充当額をいう。次項において同じ。）を控除した額の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額（法第六十六条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額に係る都道府県が負担すべき費用の算定の基礎となる額）を合算した額の四分の一を負担する。

第二十四条の四 法第六十七条第二項に規定する国及び都道府県が負担すべき費用の算定の基礎となる額（次条において「施設等利用費負担算定基礎額」という。）は、各市町村につき、その支弁する施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者ごとの第十五条の六に定める（国及び都道府県が負担すべき費用の算定の基礎となる額）

額の合計額を合算した額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）とする。

2 月の途中において特定子ども・子育て支援を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあつた施設等利用給付認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額（月の途中において特定子ども・子育て支援を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあつた月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額）」とする。

第二十四条の五 都道府県は、法第六十七条第二項の規定により、毎年度、施設等利用費負担算定基礎額の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第二項の規定により、毎年度、施設等利用費負担算定基礎額の二分の一を負担する。

（施設等利用費の支給に要する費用に係る都道府県及び国の負担）

第二十五条 都道府県は、法第六十七条第三項の規定により、毎年度、市町村に對して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業（法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。次項において同じ。）に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額（その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあつては、当該費用の額）につき、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した額を交付することができる。

2 国は、法第六十八条第三項の規定により、毎年度、市町村に對して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額（その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあつては、当該費用の額）につき、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した額を交付することができる。

（法第六十九条第一項の政令で定める団体）

第二十六条 法第六十九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第一百三十三条第六項に規定する組合、同法第一百四十一条第一項に規定する公庫等、同法第一百四十二条第一項に規定する組合、同法第一百四十二条第一項に規定する連合会、同法第一百四十二条第一項に規定する組合、同法第一百四十二条第一項に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第一百四十二条第一項に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第一百四十二条第一項に規定する特定公庫等とする。

2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）、第一条第二項に規定する行政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第六項に規定する職員団体、同法第一百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第一百二十五条に規定する組合とする。

第二十七条 法第七十条第二項の政令で定める拠出金率は、千分の三・六とする。

（法第七十条第二項の政令で定める拠出金率）

第二十八条 法第七十一条第二項の政令で定める政府の権限は、法第六十九条第一項第一号に掲げる者から拠出金等（法第七十一条第二項に規定する拠出金等をいう。以下同じ。）を徴収する権限とする。

（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二十九条 法第七十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第八十一条の二第一項及び第八十二条の一の二第一項の規定による申出の受理

二 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認

三 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項の規定による市町村に対する処分の請求

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条第五定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条规定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。）

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第一百四十一條の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第一百四十二条の規定による物件の留置き並びに同法第一百四十二条の規定による捜索

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

（滞納処分等実施規程の認可等）

第三十条 日本国機関（以下「機構」という。）は、法第七十一条第三項に規定する国税滞納処分の例による処分及び前条第五号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第二百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

（法第七十一条第四項の政令で定める場合）

第三十一条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第二百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。（機構から厚生労働大臣への求め）

（法第七十一条第四項の政令で定める場合）

第三十二条 機構は、滯納処分等その他第二十九条各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行なうよう求めることができる。

（財務大臣への権限の委任）

第三十三条 法第七十一条第四項の政令で定める場合は、前条の規定による求めがあつた場合において厚生年金保険法の機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する規定の準用）

（厚生年金保険法の機構への厚生労働大臣の権限による同項に規定する国税滞納処分の例による処分及び第二十九条各号に掲げる権限による権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定使について準用する。

（財務大臣への権限の委任）

第三十五条 厚生年金保険法第二百条の四第四項から第七項までの規定は、法第七十一条第三項の規定による機構による同項に規定する国税滞納処分の例による処分及び第二十九条各号に掲げる権限による権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定使について準用する。

（法第七十一条第四項の政令で定める場合）

第三十六条 第三十一条第一項の規定による申出の受理及び承認

（厚生年金保険法の機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する規定の準用）

（厚生年金保険法の機構への厚生労働大臣の権限による同項に規定する国税滞納処分の例による処分及び第二十九条各号に掲げる権限による権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定使について準用する）

（法第七十一条第四項の政令で定める場合）

第三十七条 第三十一条第一項の規定による申出の受理及び承認

（厚生年金保険法第二百条の五第二項から第四項までの規定は、法第七十一条第四項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する）

（國稅局長への権限の委任）

第三十八条 国税局長は、前条の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所又は事務所の所在地（厚生年金保険法第八条の二第一項の適用事業所にあっては同項の規定により一

する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者（法第七十一条第六項に規定する納付義務者をいう。以下この条及び第三十八条において「納付義務者」という。）が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の事情があるため拠出金等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限を委任する。

2 前項の事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の拠出金を滞納していること。

二 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあること。

三 紳付義務者が滞納している拠出金等の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に係る法律（平成十九年法律第二百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これら法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定めるものと同一であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかわらず、納付義務者が滞納している拠出金等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第二百三十八条の規定による告知

二 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第二百五十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第十一条の規定による延長

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による告知

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託

六 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による免除

七 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百一十三条规定の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限（國稅局長への権限の委任）

（厚生年金保険法の財務大臣への権限の委任について準用する）

第三十六条 第三十一条第一項の規定による申出の受理及び承認

（厚生年金保険法第二百条の五第二項から第四項までの規定は、法第七十一条第四項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する）

（國稅局長への権限の委任）

第三十七条 財務大臣は、第三十五条第一項の規定により委任された権限、前条において準用する厚生年金保険法第二百条の五第二項の規定による権限及び前条において準用する同法第二百条の五第三項において準用する同法第二百条の四第五項の規定による権限を國稅局長官に委任する。

（國稅局長又は稅務署長への権限の委任）

第三十八条 国稅局長は、前条の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所又は事務所の所在地（厚生年金保険法第八条の二第一項の適用事業所にあっては同項の規定により一

の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地とし、同法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者（以下この項において「船舶所有者」という。）にあっては船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）とする。次項において同じ。）を管轄する国税局長に委任する。

第三十九条 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、法第七十一一条第八項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、厚生年金保険法第百条の十第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と「前項各号に掲げる」とあるのは「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一一条第八項の規定により機構に行わせるものとされた」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「子ども・子育て支援法第七十一一条第八項及び子ども・子育て支援法施行令第三十九条において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「同法第七十一一条第八項の規定による」と読み替えるものとする。

(法第七十一条第九項の政令で定める法人)
第四十条 法第七十一条第九項の政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団並びに法第六十九条第一項第三号及び第四号の法律に基づく共済組合とする。

(拠出金等の取立て及び政府への納付)

四号までに掲げる者について、当該掛金又は負担金の取立ての例に準じて行うものとする。

取りまとめ、これに納付書を添えて、速やかに、日本銀行に納付しなければならない。
(二)ども家庭庁長官に委任されない権限

項、第六十六条の三第二項並びに第七十条第三項及び第四項に規定する権限とする。
(二)ども家庭厅長官への権限の委任

附
則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を超えない期間内においては、
（条例の制定に関する経過措置）

いて、次の各号に掲げる規定に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する内閣府令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

定められ規定は既定でない場合に付加する規定のことを指す。

二 法第四十六条第二項 同条第三項

ることとされた改正前の児童手当法に係る特例)

関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険

			第六条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
法第十三条第一項	法第二十条第一項	子どものための教育・保育給付	子どものための教育・保育給付（附則第六条第一項に規定する委託費（以下「委託費」という。）の支払を含む。次条及び第十六条において同じ。）
法第二十条第三項	法第二十条第一項	受けよう	受け、又はその同条第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所（附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。）から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受けさせよう
又は特別地域型保育	同条各号	を受ける	又は当該特定教育・保育（保育に限る。）を受ける
給付費を支給する	う	前条各号	若しくは特別地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払

料、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその微収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

六項若しくは第六項若しくは児童福祉法第五十六条第七項
七項
又は同法第五条第六項若しくは児童福祉法第五十六条第七項
十六条第六項若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用又は同令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項
しくは第七項

第十条 法附則第六条第一項及び第三項から第六項まで並びに附則第六条並びに前条に規定するもののか、法附則第六条第一項の規定による委託費の支払に関する必要な経過措置は、内閣府令で定める。

（教育・保育施設の設置者に関する経過措置）

第十一條 当分の間、次に掲げる教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する法第三十一条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、法第三十一条第一項中「除き、法人に限る」とあるのは「除く」と、法第四十条第二項中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）附則第十一条第一項の規定により読み替えられた場合を含む。）」とする。

三 法附則第七条の規定により施行日に法第二十七条第一項の確認があつたものとみなされた法附則第七条に規定する保育所（その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。）であつて、その設置者が、施行日以後に、認定ことも園法第三条第一項の認定を受けるもの

四 学校教育法第一条に規定する幼稚園（その設置者が、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。）の設置者が、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項の規定により当該幼稚園を廃止して設置する同項に規定する幼保連携型認定ことも園

2 当分の間、法第四十条第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この条において同じ。）の法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第十八条第一項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、当該各号に定める日とする。

一 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の

設置者（第十八条第一項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の取消しの日
イ 当該確認を取り消された教育・保育施設の設置者が法人である場合 その役員又は長

四 口 当該確認を取り消された教育・保育施設の設置者が法人以外の者である場合 その管理者 第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第十八条第一項に規定する者を除く。）であるもの 当該確認の取消しの日

五 法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第十八条第一項に規定する者を除く。）当該確認の取消しの日

六 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）当該確認の辞退の日

七 第三号に規定する期間内に法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した教育・保育施設の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の辞退の日

八 法人であつて、その役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいづれかに該当する者のあるもの それぞれイからハまでに定める日

九 法人以外の者であつて、その管理者が次のイからハまでに掲げる者のいづれかに該当するもの それぞれイからハまでに定める日

十 第三号から第五号までに掲げる者 同号に定める日

十一 第六号に掲げる者 同号に定める日

十二 法附則第九条第一項第一号イ、第二号イ（1）及びロ（1）並びに第三号イ（1）及びロ（1）の政令で定める額は、零とする。（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第十三条 法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第六十八条第一項第二号に規定する場合における第二十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同条第一号中「満三歳以上教育・保育給付認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども」と、「第二十七条第三項第一号に掲げる額、法第二十八条第一項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第二号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同号ロ（1）と、「法第三十条第二項第二号」とあるのは「同項第三号イ（1）」と、「同項第三号に

規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第四号」とあるのは「及び同号口（1）とする。

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（施行期日）

第十四条 法附則第九条第四項の規定による都道府県の補助は、毎年度、同条第一項第一号ロ、同

第二条 この政令による改正後の第四条第四項、第五条第四項、第六条第二項、第七条第一項、第九条第一項、第十条第二項、第十一第一条第二項、第十二条第三項、第十三条第四項、第十四条の二

項第二号イ(2)及び同号ロ(2)並びに同項第三号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる額の合

九条第二項、第十条第二項、第十一项第二項、第十二条第三項、第十三条第四項、第十四条の二及び附則第十七条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同

第十五款 沿第百一十二条第三項の規定する市町村が行う同条第一項に規定する保育充実事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除

について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。
第三回 二つ女令こら女三後の方に二ごそ見三よ、立成二一三四月人後つ月分つ此當金の數

(市町村に係る子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務)
第十六条 法附則第十八条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し

(施行期日) 附則 (平成二九年三月二九日政令第六三号) 抄

わなければならない。第三項の規定により交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を算定し
一 法則第三項の規定により交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を算定し
二 これに付随するものとして、

第五条 第九条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第四号及び第二項

二 沿附令第十六条の規定により、総務大臣が決定したところも、「前で定むる臨時交付金の額を三倍市町村に通知すること。

を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則（平成二六年九月一五日政令第三一三号）抄

「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等についても、なお延前の列こよる。

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則（平成二六年一月一二日政令第三五七号）

1 (施行期日) この政令は、平成二十九年四月一日から施行する

第一条 本政令は、平成二十七年一月から施行する。
則 (平成二七年三月三日政令第一六六号)
抄

六条第一項第三号及び第二項、第七条第一項第三号及び第二項、第九条第二項、第十条第二項、

し、第十三条の規定は、公布の日から施行する。
(子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

も・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する

る子ども・子育て支援法施行令第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「組合と」とあるのは、「組合並びに同法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等、同条第四項の規定

する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前

して適用する同法第九十九条第六項に規定する職員団体及び同法附則第二十一条の二第四項の規定により同一条件の共済組合が同法第三条第一項に規定する組合とみなして適用する同法第一百二十五条に規定する組合とすることとする。

この政令は、改正後の第二十七条の規定に立所二十一年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なほ從前の例による。

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

(平成二十九年九月二十二日)から施行する。
付 則(平成二十九年一月二七日政令第二八〇号)
少

第一条 〔施行期日〕この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する

附 則 (平成三十一年三月三一日政令第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の第四条第一項第三号及び第四項、第五条第一項第三号及び第四項、第六条第一項第三号及び第二項、第七条第一項第三号及び第二項、第十一项第一項第三号及び第二項並びに第十三条第一項第三号及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる

子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第四号に規定する特例保育(以下この条において「特定教

育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお

従前の例による。

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成三十一年四月以後の月分の拠出金の徵収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徵収については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (平成三十一年八月三一日政令第二四九号)

1 この政令は、平成三十一年九月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定教育・保育、同法第三十条第一項に規定する特例保育(以下この条において「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第一三七号)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成三十一年四月以後の月分の拠出金の徵収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徵収については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (令和元年五月三一日政令第一七号) 抄

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和元年五月三一日政令第一七号) 抄

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和元年五月三一日政令第一七号) 抄

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和元年五月三一日政令第一七号) 抄

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和元年五月三一日政令第一七号) 抄

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年四月以後の月分の拠出金の徵収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徵収については、なお従前の例による。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年四月以後の月分の拠出金の徵収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徵収については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (令和二年九月二日政令第一六号)

第一条 この政令は、令和二年九月二日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年九月二日から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年九月二日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和二年九月二日政令第一六号)

第一条 この政令は、令和二年九月二日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年九月二日から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和二年九月二日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和三年三月三一日政令第九三号)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和三年九月二七日政令第二七〇号)

第一条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和三年十月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和三年十月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和四年三月三一日政令第一〇八号)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和五年三月三〇日政令第一一六号) 抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和五年三月三〇日政令第一一六号) 抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和五年三月三〇日政令第一一六号) 抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 この政令による改正後の第二十七条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附則 (令和五年三月三一日政令第一四四号) 抄
1 (施行期日) この政令は、令和六年一月一日から施行する。
附則 (令和五年九月六日政令第二七七号) この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附則 (令和六年一月一九日政令第一二号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
附則 (令和六年三月三〇日政令第一六〇号) この政令は、令和六年四月一日から施行する。
附則 (令和六年三月三〇日政令第一六一号) 抄
(施行期日) 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。